

地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果（H24）

1 調査対象

1, 789団体（平成25年3月31日時点）

団体区分	対象団体数
都道府県	47団体
指定都市	20団体
中核市	41団体
市町村（指定都市及び中核市以外）	1,658団体
特別区	23団体
合計	1,789団体

2 調査時点

平成25年8月1日（調査対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）

3 調査結果

（1）包括外部監査契約

① 条例の制定状況（表1-1）及び包括外部監査を導入した理由（表1-2）

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は地方自治法（昭和22年法律第67号）上、包括外部監査契約を締結することを義務付けられており、その数は平成24年度末において108団体である。

また、指定都市及び中核市以外の市区町村は平成24年度末において1,681団体であるが、このうち包括外部監査契約に基づく監査（以下「包括外部監査」という。）に関する条例を制定している市区町村（以下「包括外部監査条例制定市区町村」という。）は、埼玉県所沢市、東京都港区、江東区、大田区、世田谷区、荒川区、八王子市及び町田市、岐阜県瑞穂市、大阪府枚方市及び八尾市並びに島根県出雲市の12団体である。

以上により、平成24年度末において全国で包括外部監査契約を締結することとされている団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）は120団体であり、前年度から1団体増加した。

ほぼすべての都道府県等において、財政援助団体等※を包括外部監査の対象とする条例を制定しているが、福島県郡山市及び広島県福山市においては、「公有地信託に係る受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの」については包括外部監査の対象から除外している。また、すべての包括外部監査条例制定市区町村が、財政援助団体等に対する監査についても対象とする条例を制定している。

包括外部監査条例制定市区町村において包括外部監査を導入した理由としては、主に、監査機能の専門性・独立性を高めること、監査機能を充実・強化すること、行政の透明性・信頼性を高めること等が挙げられている。

※ 財政援助団体等とは法第252条の37で定める次のもの。

当該包括外部監査対象団体が財政的援助を与えているもの、一定以上出資しているもの、借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、受益権を有する不動産の信託の受託者、公の施設の管理を行わせているもの。

② 包括外部監査契約の締結状況（表2）

包括外部監査対象団体（118団体）のうち、99団体が、契約期間を十分に確保するために平成24年4月1日を「契約の期間の始期」としている。

③ 包括外部監査人の資格等（表3）

都道府県等のうち91団体（85.0%）が公認会計士と包括外部監査契約を締結した。10団体（9.3%）が弁護士と、6団体（5.6%）が税理士と包括外部監査契約を締結し、実務精通者と契約を締結した団体はなかった。なお、78団体（72.9%）が前年度と同一の者と契約を締結し、そのうち16団体（15.0%）が3年連続同一の者と契約を締結した。

また、包括外部監査条例制定市区町村のうち8団体（72.7%）が公認会計士と、1団体（9.1%）が弁護士と、1団体（9.1%）が税理士と包括外部監査契約を締結した。なお、10団体（90.9%）が前年度と同一の者と契約を締結し、そのうち2団体（18.2%）が3年連続同一の者と契約した。

（単位：団体）

団体区分		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士
都道府県等	平成23年度	6 (5.6%)	96 (89.7%)	0 (0.0%)	5 (4.7%)
	平成24年度	10 (9.3%)	91 (85.0%)	0 (0.0%)	6 (5.6%)
条例制定団体等	平成23年度	1 (9.1%)	9 (81.8%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
	平成24年度	1 (9.1%)	9 (81.8%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
合計	平成23年度	7 (5.9%)	105 (89.0%)	0 (0.0%)	6 (5.1%)
	平成24年度	11 (9.3%)	100 (84.7%)	0 (0.0%)	7 (5.9%)

※ 括弧内の計数は各年度における構成比である。

④ 包括外部監査人補助者の資格等（表4）

都道府県等の包括外部監査人が活用した補助者の総数は689人であり、その内訳は弁護士が46人、公認会計士が489人、実務精通者が2人、税理士が41人

及び公認会計士試験合格者や公認会計士事務所の職員などそれ以外の者が111人である。包括外部監査人一人あたりの平均補助者数は6.4人であり、前年度より0.2人減少した。

また、包括外部監査条例制定市区町村の包括外部監査人が活用した補助者の総数は58人であり、その内訳は弁護士が3人、公認会計士が44人、税理士が9人、それ以外の者が2人である。包括外部監査人一人あたりの平均補助者数は5.3人であり、前年度より0.1人減少した。

⑤ 包括外部監査人等の執務日数（表5）

都道府県等の包括外部監査人の平均執務日数は、48.0日であり、前年度より1.1日減少した。なお、補助者一人あたりの平均執務日数は、22.4日であり、前年度より0.6日減少した。

また、包括外部監査条例制定市区町村の包括外部監査人の平均執務日数は、37.9日であり、前年度より0.6日減少した。なお、補助者一人あたりの平均執務日数は、23.4日であり、前年度より0.4日増加した。

⑥ 監査に要する費用（表6）

包括外部監査対象団体が、包括外部監査人に支払った監査に要する費用の額の分布状況は、以下の表のとおりである。

前年度同様、1,500万円未満の団体が最も多く、昨年度よりも6団体増加している。また、118団体のうち、112団体（94.9%）において、契約額が2,000万未満となっている。支払額の平均は、前年度より約14万円減少した。

（単位：団体）

団体区分	1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上	平均
都道府県	28	16	2	1	1,442万円
指定都市	3	16	1	0	1,666万円
中核市	33	7	0	0	1,319万円
上記以外の 市区町村	10	1	0	0	939万円
合計	74	40	3	1	1,380万円

⑦ 監査のテーマ（表7-1、表7-2）

都道府県等において、包括外部監査人により選定されたテーマのうち主なものとして、予算執行等に関するもの（152団体（うち補助金に関するものは41団体、委託料に関するものは45団体、特別会計に関するものは12団体））、公の施設に関するもの（37団体）、その他公有財産に関するもの（32団体）、物品に関

するもの（27団体）、債権に関するもの（32団体）、財政援助団体等に関するもの（41団体（うち公社に関するものは14団体））が挙げられる。

一方、包括外部監査条例制定市区町村においては、予算執行等に関するもの（19団体（うち補助金に関するものは3団体、委託料に関するものは5団体））、物品に関するもの（6団体）が挙げられる。

※団体数についてはいずれも延べ数である。

⑧ 議会からの説明の要求又は意見の陳述の事例（表8）

包括外部監査対象団体のうち、地方自治法第252条の34に基づき議会から説明の要求又は意見の陳述が行われたのは、都道府県等においては、埼玉県川越市、千葉県船橋市及び奈良県奈良市の3団体、また、包括外部監査条例制定市区町村においては、東京都江東区及び町田市の2団体である。

⑨ 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価（表9）

包括外部監査人から提出された監査の結果に関する報告及び意見に対する包括外部監査対象団体の評価は、おおむね外部の専門家からの視点又は第三者的な立場での視点による提言で、有意義あるいは適正かつ効率的な行政運営に資するという趣旨のものであったが、一方、「見解の相違や説明不足による認識の違いが見られた」といった評価も見受けられた。

⑩ 監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果（表10）

平成23年度の監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じたことにより、多くの団体において、補助金支出事務における事務の適正化、公有財産の適正な管理、財政的援助団体や出資法人等の運営の効率化・適正化、さらにこれらの適正化を通じた経費の削減や収入の増加などの効果があったとされている。

※ 旭川市は包括外部監査契約を2度締結していることから、全国合計や全国平均、中核市合計や中核市平均の数値から除外している。

(2) 個別外部監査契約

① 条例の制定状況等（表 1 1）

すべての都道府県等が、個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）について、地方自治法上個別外部監査によることができることとされているすべての事項※1を対象とした条例を制定している。

指定都市及び中核市以外の市区町村については、個別外部監査を実施する体制を整えるために条例を制定している77団体のうち、そのほとんどがすべての事項を個別外部監査の対象としている。※2

なお、平成23年度において新たに個別外部監査を導入し、又は条例を廃止した団体はない。

※1 事務監査請求（法252の39）、議会からの監査請求（法252の40）、長からの監査要求（法252の41）、長からの財政援助団体等の監査要求（法252の42）、住民監査請求（法252の43）

※2 北海道江差町及び山梨県南アルプス市は長からの監査の要求及び財政援助団体等の監査の要求を、島根県川本町及び美郷町は住民監査請求のみを対象としている。

② 個別外部監査契約の締結状況（表 1 2）

指定都市及び中核市以外の市区町村のうち平成24年度に個別外部監査契約を締結した団体は、新潟県粟島浦村、山梨県南アルプス市、岡山県瀬戸内市、広島県三次市及び香川県まんのう町の5団体であり、長からの個別外部監査の要求または財政援助団体等に係る個別外部監査の要求により、それぞれ契約を締結した。

③ 個別外部監査契約の内容等（表 1 3）

個別外部監査契約は、主に、個別外部監査人の専門的分野の知識の活用や適切な行政運営の確保といった趣旨から締結されている。

④ 個別外部監査人の資格（表 1 4）

山梨県南アルプス市、岡山県瀬戸内市及び広島県三次市は公認会計士と、新潟県粟島浦村は弁護士と、香川県まんのう町は税理士と、個別外部監査契約をそれぞれ締結した。

⑤ 個別外部監査人補助者の資格等（表 1 5）

個別外部監査人が活用した補助者の総数は8人であり、その内訳は、公認会計士が5名、その他の者が3名である。個別外部監査人一人あたりの平均補助者数は、2.7人である。

なお、新潟県粟島浦村及び山梨県南アルプス市の個別外部監査人は補助者を活用しなかった。

⑥ 個別外部監査人等の執務日数（表 1 6）

個別外部監査人の平均執務日数は 1 7 . 5 日である。補助者一人あたりの平均執務日数は 5 . 0 日である。

⑦ 監査に要する費用（表 1 7）

平成 2 4 年度において個別外部監査契約を締結するのに要した平均費用は約 2 1 5 万円である。

なお、個別外部監査人に支払った監査に要する費用が最も高額な団体は香川県まんのう町の 3 8 4 万円であり、一方、最も低額な団体は、新潟県栗島浦村で約 2 5 万円である。

⑧ 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価（表 1 8）

個別外部監査人から提出された監査の結果に関する報告及び意見に対しては、おおむね専門的な見地からの監査が行われたとされ、積極的に評価されている。

⑨ 個別外部監査によることとされなかった事例（表 1 9 - 1、表 1 9 - 2）

個別外部監査によることが求められたものについて、個別外部監査契約が締結されなかった事案は、1 4 件（1 4 団体）あり、すべて住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると監査委員が認めなかったことによるものである。

監査委員が個別外部監査によることを認めなかった主な理由は、住民監査請求の要件を具備していないことや、外部の専門的知見を有する者の監査を必要とするものではないと監査委員が判断したこと等による。

⑩ 監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果（表 2 0）

平成 2 3 年度の個別外部監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じたことにより、土地開発公社に係る対応方針に関して効果があったとされている。